

佐賀県告示第 694 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成 29 年 12 月 26 日から平成 30 年 1 月 25 日まで佐賀県県土整備部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 29 年 12 月 26 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 444 号	佐賀市川副町大字鹿江字孫左衛門籠 226 番 7 地先から 佐賀市川副町大字早津江字二本谷 1358 番 1 地先まで	平成 29 . 12 . 26
県道 鍋島停車場 東山田線	佐賀市大和町大字東山田字五本松 4073 番 1 地先から 佐賀市大和町大字川上字立石 165 番地先 まで	〃
県道 佐賀外環状 線	佐賀市久保泉町大字上和泉字村徳永 2320 番 3 地先から 佐賀市久保泉町大字上和泉字徳永十五号 2150 番 11 地先まで	〃